

生活保護法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第46号

生活保護法施行細則等の一部を改正する規則

(生活保護法施行細則の一部改正)

第1条 生活保護法施行細則(昭和58年岩手県規則第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(備付書類)</p> <p>第2条 広域振興局長(以下「局長」という。)は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>(1)～(11) [略]</p>	<p>(備付書類)</p> <p>第2条 広域振興局長(以下「局長」という。)は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) 別に定める様式による進学準備給付金支給決定調書(進学準備給付金支給申請書)</u></p> <p><u>第20条 法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金(次条において「進学準備給付金」という。)の支給の申請は、別に定める様式による進学準備給付金支給申請書により行わなければならない。</u></p> <p><u>(進学準備給付金支給決定通知書等)</u></p> <p><u>第21条 局長は、法第55条の5第1項の規定に基づき進学準備給付金の支給を決定したとき、又は前条の申請を却下したときは、同条の申請をした者に対し、別に定める様式による進学準備給付金支給決定通知書又は進学準備給付金支給申請却下通知書により通知しなければならない。</u></p>
<p>(不服申立書)</p> <p><u>第20条 [略]</u></p> <p>(保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出)</p> <p><u>第21条 [略]</u></p> <p>(提出書類の経由)</p> <p><u>第22条 [略]</u></p>	<p>(不服申立書)</p> <p><u>第22条 [略]</u></p> <p>(保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出)</p> <p><u>第23条 [略]</u></p> <p>(提出書類の経由)</p> <p><u>第24条 [略]</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(債権の管理に関する規則の一部改正)

第2条 債権の管理に関する規則(昭和39年岩手県規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(履行延期の特約等の手続)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、広域振興局保健福祉環境部長、沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター所長又は県北広域</p>	<p>(履行延期の特約等の手続)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、広域振興局保健福祉環境部長、沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター所長又は県北広域</p>

振興局二戸保健福祉環境センター所長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定により債務者が金銭の返還をしなければならない場合又は同法第78条第1項若しくは第3項の規定に基づき知事が債務者から保護費（同法第70条第1号イに規定する保護費をいう。）若しくは就労自立給付金費（同法第73条第3号に規定する就労自立給付金費をいう。）の全部又は一部を徴収する場合において、債務者から履行延期申請書の提出があったときは、直ちに、当該申請書を審査し、履行延期の特約等をするかどうかを決定しなければならない。この場合においては、管財課総括課長への合議を省略することができる。

4・5 [略]

振興局二戸保健福祉環境センター所長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定により債務者が金銭の返還をしなければならない場合又は同法第77条の2第1項若しくは第78条第1項若しくは第3項の規定に基づき知事が債務者から同法第63条の保護の実施機関の定める額、同法第70条第1号イに規定する保護費、同法第73条第3号に規定する就労自立給付金費若しくは同号に規定する進学準備給付金費の全部若しくは一部を徴収する場合において、債務者から履行延期申請書の提出があったときは、直ちに、当該申請書を審査し、履行延期の特約等をするかどうかを決定しなければならない。この場合においては、管財課総括課長への合議を省略することができる。

4・5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正）

第3条 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(保健福祉環境部長等専決事項)				(保健福祉環境部長等専決事項)			
第35条 広域振興局の保健福祉環境部長及び保健福祉環境部保健福祉環境センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。				第35条 広域振興局の保健福祉環境部長及び保健福祉環境部保健福祉環境センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。			
事 務	専決権者		備 考	事 務	専決権者		備 考
	保健福祉 環境部長	保健福祉 環境部保 健福祉環 境センタ ー所長			保健福祉 環境部長	保健福祉 環境部保 健福祉環 境センタ ー所長	
[略]				[略]			
16 地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行延期の特約又は処分の決定に関すること（生活保護法第63条の規定による返還並びに同法第78条第1項及び第3項の規定に基づく徴収に係るものに限る。）。	[略]			16 地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行延期の特約又は処分の決定に関すること（生活保護法第63条の規定による返還並びに同法第77条の2第1項並びに第78条第1項及び第3項の規定に基づく徴収に係るものに限る。）。	[略]		

2・3 [略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決事項			備考
			副局長	部に置く部長	センター所長	
[略]						
42 生活保護法の施行に関する事務	[略]		[略]			
	第55条の4第1項	[略]	[略]			
	第55条の5	[略]	[略]			
	[略]		[略]			
第77条第2項	[略]	[略]				
第78条第1項及び第3項	保護費及び就労自立支援給付金の徴収	[略]	[略]			

2・3 [略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決事項			備考
			副局長	部に置く部長	センター所長	
[略]						
42 生活保護法の施行に関する事務	[略]		[略]			
	第55条の4第1項	[略]	[略]			
	第55条の5第1項	進学準備給付金の支給	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	[略]
	第55条の6	[略]	[略]			
第77条第2項	[略]	[略]				
第77条の2第1項	保護の実施機関の定める額の徴収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	[略]	
第78条第1項及び第3項	保護費並びに就労自立支援給付金費及び進学準備給付	[略]	[略]			

	[略]			
第81条	[略]			
[略]				
48の2 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に関する事務	第5条	[略]		[略]
	第12条	[略]		
	第1項			
	第15条	[略]		[略]
	第1項			
	第16条	資料の提供、報告等の要求	[略]	

	金費の徴収			
	[略]			
第81条	[略]			
第81条の3	情報提供等	○	○	○
				次に掲げる者に限る。
				1 部長にあつては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長
				2 センター所長にあつては、宮古保健福祉環境センター所長及び二戸保健福祉環境センター所長
[略]				
48の2 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に関する事務	第6条	[略]		[略]
	第18条	[略]		
	第1項			
	第21条	[略]		[略]
	第1項			
	第22条	資料の提供、報告等の要求（生活困窮者住居確保給付金の支給に係るものに限る	[略]	

[略]	[略]
[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(生活困窮者自立支援法施行細則の一部改正)

第4条 生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年岩手県規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給付金の額の変更等の申請)</p> <p>第2条 法第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「給付金」という。）の額の変更の申請は、別に定める様式による住居確保給付金変更支給申請書により行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(給付金の額の変更等の申請)</p> <p>第2条 法第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「給付金」という。）の額の変更の申請は、別に定める様式による住居確保給付金変更支給申請書により行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。